

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「13,500円」を「13,000円」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）
給料表

(月額)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700		
	23			299,100	351,900	372,700	411,900			
	24			301,100	354,100	375,300	415,300			
	25			303,000	356,500	377,800				
	26			304,800	358,700	380,400				
	27			306,700	361,000					
	28			308,700	363,200					
	29			310,600						
	30			312,500						
	31			314,400						
	32			316,200						
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

(生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例(平成6年7月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。
- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第15条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第18条第1項から第3項まで、第6項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）第4条第1項又は公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（市長の定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者(同月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して市長の定めるものを除く。)にあつては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長の定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の市長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例(第1条の規定に限る。)の施行に関し必要な事項は、市長が定める。